

令和7年度奈良地方最低賃金審議会

第5回 奈良県最低賃金専門部会 議事録

開催日時：令和7年8月8日（金曜日）午前9時55分～

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

1. 出席者

公益代表委員 熊谷礼子、下山 朗、坪田園子

労働者代表委員 河本章吾、北尾 亮、本村秀史

使用者代表委員 上村賢司、西田雅彦

事務局 米村労働基準部長、中村賃金室長、松川賃金室長補佐

北岡賃金調査員

2 審議事項

（1）奈良県最低賃金の審議（金額審議）について

（2）その他

【松川室長補佐】

それでは、ただ今から第5回奈良県最低賃金専門部会を始めます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、当麻委員が所用によりご欠席されておりますが、最低賃金審議会令の規定による定足数は満たされておりますことをご報告させていただきます。

また、本日の審議は「公開」として開始します。

それでは、下山部会長、議事の進行をお願いいたします。

【下山部会長】

それでは第5回奈良県最低賃金専門部会を開催いたします。

最初に、本日の議事録の署名人の指名ですか、私のほかに労働者側は北尾委員、使用者側は西田委員、よろしくお願ひいたします。それでは、議題（1）「奈良県最低賃金の審議（金額審議）について」に入ります。

まず事務局から、他の都道府県の審議状況について、情報があれば説明をお願いします。

【中村室長】

すみません。少しお待ちください。

【下山部会長】

では、順番を入れ替えますね。

先に机上配布資料で私の付帯事項案が最後あたりにカラー刷りで置いているかと思いますが、こちらを少し説明した上でご意見を賜りたいと思います。

基本的に赤字部分が2年前から変更した箇所です。基本的に同意を得ていると思っている黒字部分に付け加えたものです。3点から5点に増えておりまして、①番コスト上昇を速やかに価格転嫁できる体制というと、しているじゃないかと言われそうなので、審議の中に上がっていた労務費のことをより強く入れようと思いまして、「すべての事業者が労務費を含む」という文言を加えさせてもらいました。②番の「年収の壁」は昨日お話ししましたようにいわゆる所得税だけではないという意味での文言を追加しました。③番は一昨年度のままでございます。④番は1回目か2回目に上村委員がおっしゃった今回の補助金の件も含めてですが、審議に当たっての情報がないというのはやはり拙いということで、関連施策の情報や地域別の統計資料、今回も私が五月雨式にさせてもらいましたが、やはり事前にあった方が良いということで、それを加えさせてもらいました。⑤番は労働者側からの意見を少しまとめたのですが、雇用創出のための、地元企業と求職者のマッチングをより一層積極的かつ有機的に推進していただきたいということになっております。これはもちろん、白丸だったらという条件ですけど。

この件につきまして、現段階で何かご意見ありますでしょうか。

もちろん、もう一度最後の時に個別の審議も含めて議論していくことになると思いますが、現段階で気になる点があれば、コメントいただけたらと思います。

はい。上村委員お願いします。

【上村委員】

この5つの観点の中のどこかに入っているということであれば、ご指摘いただければと思いますけれども、様々な賃金の負担を避けるような助成金・補助金のような具体的な言葉で項目としてあっても良いのではないかと感じました。①番の体制を早急に整えるという中にも含まれているのかなという理解は持っているのですけれども、より助成金・補助金の拡充、拡大又はその運用における簡素化という、より中小零細企業が使いやすいような制度の設計も含めてという観点があってもいいかなと思います。あと③については真っ黒ということで従来どおりということですが、当初、この部会においても労側からご指摘のあったことでございますが、これはあくまでも中央最低賃金審議会に要望する内容で我々奈良で公労使纏まっていこうという意味の文言ではないという理解でよろしいでしょうか。

【下山部会長】

この付帯事項自体は、中央に出すものですので、この文章の理解としては、そういうこととしか解釈できないです。この文章の出し先としてはね。

【上村委員】

その中で、今回冒頭で付帯事項にあるように、今後、奈良で賃金額差を縮めるために頑張つて行こうという発言があったと思いますが、そのことをこの文章からもって直接的には出てくるというよりは、最後の確認ですけれども思っておりませんし、たとえそういったやり取りの中で額差を縮めていくという活動自体は否定するものではありませんが、差を縮めるために、申し上げておりますように地域の過分な負担を強いるためだけにプラスの方に持つて行くような傾向については、使用者側として認められないのは従来のスタンスでございますので、そのあたりのところはもう一度議事録としてしっかり残して確認させていただけたらと思います。

【下山部会長】

と、ということでございますので、事務局よろしくお願いします。

もちろん、労側もご意見あると思いますので、今いただいても構いませんし。

【河本委員】

はい。上村委員のご指摘、趣旨は理解できます。今回の審議でも、昨年もそうでしたけれども、地域経済の状況を何も考えていないという意味ではないことを我々も理解しています。

その上で、③を2年前に付帯事項として全会一致で確認した文章ですけれども、地域間額差は最低賃金の相対的比率ではなく、その金額の差が問題であることを中央に対して認識してくれと言っているわけです。であるとするならば、我々はそれを額差が問題であるというスタンスであるからこそ、全会一致でそれを中央に求めたということは、改めて確認をしておきたいと思います。

【下山会長】

上村委員。お願いします。

【上村委員】

スタンスというのは私が申し上げておりますように使用者側も認識しています。その後の専門部会の冒頭で使用者が認めて、一蓮托生でやっていく的なことは覚えていません。議事録に残っていたら拾っていただけたらと思いますが、そういったニュアンスとは全く違って、私が申し上げているのは、認識はしているけれども実際においては、そこはフラットで地域の実態に応じて考えるということで問題ないでしょうか。過分な負担は使用者側としては負っていないということでよろしいでしょうか。義務は発生していないと。

【下山会長】

これはなぜ、このようなことを言っているかと言うと、そもそも3要素が根本ですので、それは大前提なのです。それを踏まえた上で、でも方向性として地域間額差を意識するかどうかという話だと思いますので、労働者側は強く意識した上で要求したと思いますし、意識した上で無理な場合は無理だという理解を常に行ってます。個別審議のやり取りでも。そのように解釈しております。それでお互いよろしいでしょうか。

【上村委員】

理解しながらのところで、この文章があるから労働者側のニュアンスとして、私が取ったのは、使用者側も多少負担を取りながら高い金額を出していくという義務的なことがあるようなニュアンスに感じられましたので。それは今の発言で否定されて趣旨は感じながらも3要素に基づいて議論していくという従来どおりのスタンスに問題ないと理解しておりますので、よろしくお願ひいたします。

【下山会長】

義務ではないです。ですがそれを労働者側が主張して、お願ひすること自体は別にこれの合意事項ということですので、そこはそれぞれの立場のお話だと思います。

もちろん、それは最終的には白丸を目指す時にこれを踏まえてちょっと応分を超えたけれど我慢しようやということがあり得るかもしれないし、というための文言だと思います。

(労働側委員に対して) で、いいですかね?

【河本委員】

はい。そのように認識しております。ありがとうございます。

【下山部会長】

すみません。上村委員。最初、補助金の何て言ってましたか?

【上村委員】

補助金や助成金のような言葉がキーワードとしてこの文書の中にございませんので付け加えるか、⑥の項目に拡充させるとか。

【下山部会長】

わかりました。では体制の後にかっこで「補助金・助成金等を含む」を入れておけばいいですかね。事務局、そのメモでよろしいですか。また、細かい部分は個別でやりとりしながら調整すべきところは行いますが、おおよその部分はそこでということで現段階はお願ひします。

では事務局、他の都道府県の状況について、情報を説明お願ひします。

【中村室長】

誠に失礼いたしました。

8月7日昨日ですね、結審した状況をお伝えします。千葉県の方が目安プラス1円の64円の引上げで1,140円、発効日は10月3日。長野県が目安どおり63円の引上げで1,061円、10月3日発効。東京都も目安どおり63円の引上げで1,226円、10月3日発効。以上3つでございます。

【下山部会長】

はい。ありがとうございました。

これはいわゆる本審が終わったということですね。

【中村室長】

答申が出たということです。

【下山会長】

ちなみに白丸かどうかとかの情報は無いのですか。

言ってはいけないのですか。

【中村室長】

情報としては来ておりますが現在、資料が手元にありません。

申し訳ございません。

【下山会長】

はい。了解です。

以上の点につきまして、皆様ご意見・ご質問等ありますでしょうか。

(意見・質問等なし)

では、具体的な個別審議に入ります。

どちらからやりましょうか。いつもどおりこっちで良いですけど。では、いつもどおり労働者側から。

【中村室長】

使用者側委員は、別室にご移動をお願いします。

時間が参りましたら、ご案内のお声掛けをさせていただきますので、それまで別室でお待ちください。

(個別審議)

(全体審議再開)

【中村室長】

まず、定足数の確認でございますが、本日は、当麻委員が所用により欠席されておりますが、最低賃金審議会令の規定による、定足数は満たされておりますことを、ご報告させていただきます。

【下山会長】

現在、定足数は満たされており、奈良県最低賃金専門部会は有効に成立していることを確認

しました。それでは、全体審議を始めます。

労使各委員の皆さん、真摯な審議をしていただきまして、お互い苦渋をなめていただきまして、私の方としましても頭が下がる思いでございます。おかげをもちまして、労使の合意に至ることができました。

そこで全員が一堂に会した、この場におきまして改めて確認してまいりたいと思います。

改正決定する奈良県最低賃金額は、現行 986 円です。それを 65 円引き上げて、結果、改正額は時間 1,051 円とすること。これがまず、金額の話でございます。効力発生の日は、令和 7 年 11 月 16 日とすること。付帯事項については、後ほど読み上げますので個別審議の前の修正のとおり。細かい読み上げのところで最終確認をしていきたいと思いますが、この改正について、公・労・使の 全会一致 で結論に至ったということでよろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

はい。ありがとうございます。聞いておきながら、次第にありますのでもう 1 回念のため、聞かせてください。改正決定する奈良県最低賃金額は、現行 986 円を 65 円引き上げ、改正額は時間額 1,051 円、効力発生の日を令和 7 年 11 月 16 日とすること、かつ、付帯事項をさきほど内容を付けることについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員が挙手していることを確認)

全員一致でございます。ありがとうございます。さきほどの内容で決定といたします。それでは、事務局で報告書（案）を今、作成していただきましたので、「奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）」を検討いたします。

事務局からこの報告書（案）について説明してください。

【中村室長】

お手元の方にただ今お配りさせていただきました「奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）」の読み上げにて説明とさせていただきます。

(別添 1 「報告書」（案）を読み上げ)

なお、報告書の日付は、本審にて報告する「令和 7 年 8 月 8 日」としております。

以上でございます。

【下山部会長】

ただ今、事務局が読み上げた報告書（案）につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見・質問がないことを確認）

ご意見、ご質問がないようですので、報告書（案）の（案）を取り除き、これを部会報告いたします。最後に議題（2）「その他」ですが、事務局から何かございますか。

【中村室長】

事務局からは特にございません。

【下山部会長】

それでは、これをもちまして、令和7年度の奈良県最低賃金専門部会を閉会いたします。

委員の皆様には、円滑な審議にご協力をいただき、ありがとうございました。

別添 1

(案)

令和 7 年 8 月 8 日

奈良地方最低賃金審議会

会長 下山 朗 殿

奈良地方最低賃金審議会

奈良県最低賃金専門部会

部会長 下山 朗

奈良県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 7 年 7 月 11 日、奈良地方最低賃金審議会において付託された奈良県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙 1 のとおりの結論に達したので報告する。

また、別紙 2 の内容について、政府及び中央最低賃金審議会に対し意見を具申するよう、奈良地方最低賃金審議会に要望する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員 熊谷 礼子 下山 朗 坪田 園子

労働者代表委員 河本 章吾 北尾 亮 本村 秀史

使用者代表委員 上村 賢司 当麻 和重 西田 雅彦

奈良県最低賃金

1 適用する地域

奈良県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,051円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年11月16日

奈良県最低賃金の改正決定にあたっての付帯事項

政府および中央最低賃金審議会に対し、以下の点について迅速な対応を要望する。

- ① 中小零細企業において大幅な最低賃金の引き上げを実現するために、すべての事業者が労務費を含むコスト上昇を速やかに価格転嫁できる体制（補助金・助成金等を含む）を早急に整えていただきたい。
- ② 社会保険料を含む、いわゆる「年収の壁」が人手不足の解消を妨げていることを認識し、早急に改善を行っていただきたい。
- ③ 地域間格差は最低賃金の相対的比率ではなくその金額の差が問題であることを認識していただき、今後はその解消に向けた施策を考えていただきたい。
- ④ 地域別最低賃金の審議にあたっては、関連施策の情報や地域別の統計資料を具体的に情報提供していただきたい。
- ⑤ 地域の良質な雇用の創出のために、地元企業と求職者のマッチングを国、都道府県、市町村の垣根を越えて、より一層積極的かつ有機的に推進していただきたい。